

3 医安第 1 0 7 8 号
令和 4 年 3 月 7 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

愛知県まん延防止等重点措置の期間再延長について (通知)

本県では、「愛知県まん延防止等重点措置」により、1月21日(金)から期間延長を含め、感染拡大の抑制に取り組んでまいりました。しかしながら、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然として入院患者数は多く、厳しい状況が続いていることから、同措置の期間を3月21日(月)まで再度延長することとしました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

<添付文書>

別紙1 愛知県まん延防止等重点措置 概要

別紙2 愛知県まん延防止等重点措置 本文

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ダイヤル)

052-954-6305 (ダイヤル)

052-954-6344 (ダイヤル)

052-954-6304 (ダイヤル)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp